

認知症対応型共同生活介護事業

社会福祉法人依田窪福祉会
グループホーム和田

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(長野県指定 第 2072200690 号)

当事業所はご契約者に対して認知症対応型生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定され、かつ認知症の状態にある方が対象となります。

◆目次◆◇

- 1・事業主体概要
- 2・事業所の概要
- 3・事業実施地域及び営業日、サービス提供時間
- 4・職員体制・勤務体制
- 5・サービス内容および利用料等
- 6・協力医療機関
- 7・緊急時対応方法について
- 8・非常災害対策
- 9・苦情相談機関
- 10・事業継続計画(BCP)について
- 11・虐待防止対策について(研修・委員会・担当者の設置)
- 12・身体拘束適正化について(研修・委員会・担当者の設置)
- 13・衛生管理(食中毒・感染症対策)について(研修・委員会・担当者の設置)
- 14・ハラスメント防止について
- 15・利用にあたっての留意事項

1. 事業主体概要

- (1)法人名 社会福祉法人 依田窪福祉会
(2)法人所在地 長野県上田市下武石776番地1
(3)電話番号 0268-85-2202
(4)代表者氏名 理事長 吉池順一
(5)設立年月日 平成8年6月6日

2. 事業所の概要

(1)事業所の種類

認知症対応型共同生活介護事業所・
平成17年4月1日 長和町指定 第2072200690号
※依田窪福祉会が事業主となり、長和町に当事業所および各事業所を置いています。

(2)事業所の目的

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(3)事業所の名称

グループホーム和田

(4)事業所の所在地

長野県小県郡長和町和田 1482 番地2

(5)電話番号

0268-88-0088

(6)事業所長(管理者)

氏名 丸山 由美子

(7)当事業所の運営方針

法人の理念である「地域の方々の安心・安全な自立生活の支援」をもとに、「利用者ひとりひとりの生きる力を引き出す支援をする」ことを目指し、利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。また、適切な介護技術を持ってサービスを提供し、常にサービスの質の管理、評価を行う。

(8)開設年月日

平成17年4月1日

(9)単位ごとの利用定員

総定員 9名(ユニット数 1ユニット)

(10)敷地概要(権利関係)

長和町より無償貸与

(11)建物概要(権利関係)

長和町より無償貸与(指定管理)

構造:木造 1階建て

延床面積:253.58平方メートル

(12)居室の概要

洋室6畳 9部屋

(13)共用施設の概要

トイレ 3か所

浴室 1か所(ユニットバス)

食堂・キッチン 1か所

リビング 1か所

(14)防犯防災設備・避難設備等の概要

消火器、非常灯、誘導灯、自動火災通報装置、スプリンクラー

(15)緊急対応方法

依田窪訪問看護ステーションと24時間の連絡体制

(16)損害賠償責任保険加入先

社会福祉施設総合損害補償

3. 事業実施地域、営業日およびサービス提供時間

(1)通常の事業実施地域

小県郡長和町

(2)営業日およびサービス提供時間

営業日 年中無休

営業時間 24時間

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して認知症対応型共同生活介護事業を提供する職員として、以下の種類の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置基準については、指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準	常勤換算	保有資格	研修会受講等 内容
管理者	1	1	介護福祉士	認知症実践者研修
介護職員	3	6 以上	介護支援専門員1名 介護福祉士 3名	

令和6年4月1日現在

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
昼間の体制	3人 (うち早番 8:00~17:00、1人 日勤 8:30~17:30、1人 遅番11:00~20:00、1人)
夜間の体制 宿直・夜勤の別: 夜勤	1人 (16:30~翌9:30)

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 保険給付サービス(1割負担の場合)

〈介護給付サービス費に含まれるサービス内容〉

① 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、食事・入浴・排泄・移動の介助等の必要な身体の介助を行います。

② 健康状態の確認

健康状態を把握し、必要に応じて関係機関との連携を行います。

③ 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供します。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行います。

④ 相談、助言等

利用者の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行を必要に応じて行ないます。

※上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額(省令により変動有り)が自己負担となります。

介護給付サービス費 (1日当たり)	要介護1	765単位
	要介護2	801単位
	要介護3	824単位
	要介護4	841単位
	要介護5	859単位

上記表は厚生労働省告示の指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づいています。

<介護給付サービス費に含まれない加算対象のサービス内容>

①初期加算(30 単位/日)

初めて事業所を利用した日、及び30日を超える入院の後に事業所を再度利用された日から起算して30日以内の期間、初期加算をお支払して頂きます。

②医療連携体制加算 I (37 単位/日)

利用者の状態に応じた医療ニーズへの対応ができるよう、訪問看護ステーションの看護師による月2回の定期的な健康管理を行っております。また訪問看護ステーションと 24 時間の連絡体制を整えており、このような体制にある事業所として、料金をお支払して頂きます。

③サービス提供体制強化加算(I)(22 単位/日)

事業所職員について、勤続10年以上の介護福祉士が 25%以上配置されている場合、または介護福祉士が 70%以上の場合、料金をお支払して頂きます。

④サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(18 単位/日)

事業所職員について、介護福祉士が 60%以上配置されている場合、料金をお支払して頂きます。3-3. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(6 円/日)

事業所職員について、介護福祉士が 50%以上配置されている場合、または常勤職員が 75%以上配置されている場合、または 7 年以上の勤続年数のあるものが30%以上配置されている場合、料金をお支払して頂きます。

※いくつかの条件を満たした場合は(I)(Ⅱ)(Ⅲ)のうちいずれか1つのみの算定となります。

⑤認知症チームケア推進加算Ⅱ(120 単位/月)

認知症介護に係る専門的研修の修了者が中心となりチームケアを実施した場合に料金をお支払い頂きます。

⑥生活機能向上連携加算 I・Ⅱ(100 単位・200 単位/月)

生活機能の向上を目的とし、依田窪病院の理学療法士が定期的に事業所を訪問した場合、料金をお支払いして頂きます。また利用者の身体状況などのアセスメントを計画作成担当者と一緒にいきます。それを介護計画に反映させている場合、料金をお支払して頂きます。

**⑦看取り介護加算 (72 単位/日・死亡日以前31日以上45日以内)
(144 単位/日・死亡日以前4日以上30日以内)
(680 単位/日・死亡日の前日及び前々日)
(1280 単位/日・死亡日)**

医師が終末期にあると判断し、医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者又は御家族の同意を得ながら事業所にて看取り介護を行った場合に、料金をお支払いして頂きます。

⑧若年性認知症利用者受入加算(120 単位/日)

若年性認知症利用者ごとの担当者を中心に、特性やニーズに応じたサービスを行った場合に、料金をお支払いして頂きます。

⑨入院時費用(246単位/日)

入院後3カ月以内に退院が見込まれる利用者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合に、1月に6日を限度として料金をお支払いして頂きます。

⑩退居時情報提供加算(250 単位/回)

医療機関へ退所した場合に退所後の医療機関に利用者の情報を提供した場合、料金をお支払いして頂きます。

⑪口腔・栄養スクリーニング加算(20 単位/回)

利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合料金をお支払いして頂きます。

⑫高齢者施設等感染対策向上加算 I (10 単位/月)

感染者が発生した場合に、施設内で療養を行うことや感染の拡大防止するために、医療機関から実地指導を受け、感染症対応力向上に取り組む施設として料金をお支払いして頂きます。

⑬新興感染症等施設療養費(240 単位/日)

厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合 1 月に 1 回連続する 5 日を限度として算定致します。

⑭生産性向上推進体制加算Ⅱ(10 単位/月)

テクノロジーを活用し、生産性の向上の取組効果を厚労省へデータ提出を行い成果が確認された場合に料金をお支払いして頂きます。

⑮退居時相談援助加算(400 単位/回)

退居後、居宅サービス、地域密着型サービス、その他の保健医療サービス、又は福祉サービスについて相談援助を行なった場合に料金をお支払いして頂きます。

⑯介護職員等処遇改善加算 I (総単位数の 22.8%)

サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てることを目的に創設されたもので賃金改善の水準を維持するために使用します。(令和 8 年 6 月 1 日より)

⑰協力医療機関連携体制加算 (100 単位/月)

- ・急変時に医師また訪問看護ステーションと連携し相談対応を行う体制の確保
 - ・施設から診療の求めがあった場合の診療体制の確保
 - ・入院を要する場合の入院の受け入れ態勢の確保
 - * 救急搬送時満床で対応できない時は搬送する救急隊の指示に従います。
- 以上の体制を整えているため料金をお支払いして頂きます。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

- ①居室の提供(家賃) 35,000円/1か月

※医療機関への入院や長期外泊等で実際にお部屋のご利用をされなくても、事業所との契約を解約しない限り、家賃をお支払いして頂きます。

②食事の提供 1,250円/日

③水道光熱費・燃料費 30,000円/月
(電気代、水道代、灯油代)

④寝具代 3,000円/月
介護用ベッド、マットレス、ベットパット、ラバーシート、敷布、
枕、枕カバー、毛布、毛布カバー、掛布団、掛布団カバーの使用料
及び洗濯代

⑤日常生活上必要となる諸費用
日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担
いただくことが適当であるものにかかる費用の実費を負担していただきます。

⑥個人の希望による外出・通院へ付き添い
利用者、家族の希望による外出や通院等で施設職員が付き添いをする場合は料
金をいただきます。料金:500円/30分

⑦買い物の代行
嗜好品や衣類などを利用者、家族の希望により施設職員が代わって買い物を 個
別に行う場合は手数料をいただきます。
料金:200円/回 (インターネット発注含む)

(3)利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)*

前記(1)、(2)の料金・費用は月末締めとし、1か月ごとに計算します。1か月に満た
ない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額と
します。

翌月20日までに以下いずれかの方法でお支払い下さい。但し、当日が金融機関
の休業日に当たるときは、翌営業日までとします。

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

金融機関は信州うえだ農業協同組合がご利用できます。

イ. 下記指定口座への振込

信州うえだ農業協同組合 よだくぼ南部支所 普通預金 0108431

口座名 社会福祉法人依田窪福社会

ウ. 事業所窓口での現金払い

つり銭のない様ご用意ください。

6. 協力医療機関

協力医療機関名 依田窪病院・和田診療所・和田歯科診療所

診療科目、ベッド数等 依田窪病院:ベッド数 140

7. 緊急時の対応方法について

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、介護支援事業者等へ連絡いたします。

①第1連絡先

氏名

続柄

住所

電話番号

携帯番号

②第2連絡先

氏名

続柄

住所

電話番号

携帯番号

③主治医

病院名

医師の氏名

電話番号

8. 非常災害対策

- ・災害時の対応 「緊急時マニュアル」に従い、全員で対応を実施いたします。
- ・防災設備 自動火災報知機、消火器、スプリンクラー
- ・防災訓練 年2回実施
- ・防災責任者 丸山 由美子

9. 苦情相談機関

(1)当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受付します。

○苦情受付窓口(担当者)

介護職員 吉池 孝光

○苦情解決責任者

管理者 丸山 由美子

(2)外部苦情申し立て機関

国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	電話 026-238-1580	
長和町保健福祉課	電話 0268-75-2078	
上田市武石地域包括支援センター	電話 0268-41-4055	
内 法 人	依田窪福祉会(法人本部)	電話 0268-85-2202
	依田窪福祉会居宅介護支援事業所	電話 0268-85-2047

10. 事業継続計画(BCP)

感染症や非常災害の発生時において、継続的にサービスを実施するため、また 非

常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(以下「事業継続計画」という。)を策定し、従業者には必要な研修と訓練をします。

11, 虐待防止対策について(研修・委員会・担当者の設置)

従業者による虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会を設置し担当者を置き、従業者には指針に基づき研修をします。また、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は速やかに市町村に報告します。

12, 身体的拘束適正化について(研修・委員会・担当者の設置)

身体拘束・対応の拘束0宣言」及び指針に基づき拘束をしない介護を目指します。

緊急やむを得ない身体的拘束を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間等を記載した説明書、経過観察、検討記録などの記録の整備や適正な手続きをします。

委員会を設置し担当者を置き、従業者には指針に基づき研修をします。

13, 衛生管理(食中毒・感染症対策)について(研修・委員会・担当者の設置)

利用者の使用する施設、備品、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、医薬品の管理も適正に行います。施設は感染症の予防及び発生時には蔓延しないよう、委員会を設置し担当者を置き、従業者には指針に基づき研修をします。

14, ハラスメント防止について

事業所は健全な職場環境を保つため、性的嫌がらせや暴言など尊厳を傷つけるような、あらゆるハラスメントを防止するための措置を講じます。また、利用者やその家族からのカスタマーハラスメント等についても適切な対応に努めます。

15. 利用にあたっての留意事項

- ・面会時間は自由です。
- ・外泊、外出は自由です。
- ・家具、仏壇等、なじみの所持品の持込については、居室における範囲であればご自由にお持ちください。
- ・介護用ベッドその他寝具に関しては、事業所でのリース品をご使用ください。
- ・通院は基本的にご家族での対応をお願いします。やむを得ない場合は P7⑥で対応致します。ご相談ください。

年 月 日

サービスの提供開始に際し、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

住 所 長野県小県郡長和町和田 1482 番地 2
名 称 グループホーム和田
代表者氏名 管理者 丸山 由美子 ㊞

説明者

所 属 グループホーム和田
役職名
氏 名

私は、契約書および本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者
住 所
氏 名

契約者(利用者代理人)
住 所
氏 名
(利用者本人との関係)

※この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号(平成 11 年 3 月 31 日)第 8 条の規定に基
づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

重要事項説明書付属文書

サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約の締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間

満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れが無い場合には、契約はさらに更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了いたします。(契約書第15条参照)*

- ①ご契約者が死亡した場合。
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合。
- ③事業者が解散した場合、破産した場合、またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
- ⑥ご契約者から解約または契約解除の申し出があった場合。(詳細は以下をご参照ください。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合。(詳細は以下をご参照ください。)

(1)ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前(※最大7日)までに解約届出書を提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②ご契約者が入院された場合。
- ③ご契約者のケアプランが変更された場合。
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合。
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦他の利用者をご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2)事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②ご契約者による、サービス使用料の支払いが3ヶ月以上(※最低3ヶ月) 遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ご契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行なうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ご利用者並びにそのご家族等関係者から「暴言・暴力、強要、性的嫌がらせなどの行為」があった場合(合わせて関係機関への通報を行わせて頂く事もあります。)

下記の行為はハラスメントに該当する可能性があり、場合によりサービスを中止させていただくことがありますので、ご理解、ご了承下さい。

■暴力または乱暴な言動、無理な要求

- ・職員を叩いたり物を投げたり突飛ばしたりする等の暴力的行為
- ・必要以上に大きな声を出す、威圧的な態度をとる
- ・範囲外のサービスの強要や長時間にわたる叱責、理不尽な苦情の申し出
- ・人格を否定するような言動
- ・援助中の職員の写真や動画撮影、録音等を行うこと
また、それを SNS 等に掲載すること

■セクシュアルハラスメント

- ・性的な話をしたり卑猥な言動をしたりする
- ・不必要に職員の身体を触る、手を握るなどの行為

(3)契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行なうよう努めます。

(4)その他、サービス提供に関するお願い

①贈答、もてなしの禁止

職員への贈答や飲食のもてなしは、制度上禁止されておりますのでご遠慮させていただきます。

②職員等の個人情報について

個人情報保護法上、職員の住所や電話番号などの個人情報につきましてはお知らせできませんので予めご了承ください。

③感染症の発生の予防、または感染のリスクを防ぐために面会の制限をさせていただく場合があります。面会希望は、前日までに来訪日時をお知らせください。

個人情報の利用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、社会福祉法人依田窪福社会グループホーム和田(以下、「事業所」という)が、利用者および身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で利用、提供、また収集することに同意します。

1、利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2、利用目的

(1)事業所内部での利用目的

- ①当事業所での利用者のお世話(介護)をする際に利用します。
- ②介護保険事務に利用します。
- ③介護サービスの利用に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - ・入退所などの管理業務のために利用します。
 - ・会計、経理処理業務のために利用します。
 - ・事故、苦情などの報告のために利用します。
 - ・利用者に提供される、サービスの質の向上のために利用します。

(2)他の事業者へ情報提供を行なう場合

- ①当事業所が利用者へ提供するサービスのうち
 - ・利用者が受けられる、他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答に利用します。
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の意思意見・助言を求める場合に利用します。
 - ・家族等への心身の状況説明に利用します。
 - ・業務委託をする上で必要な場合に利用します。
- ②介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託が必要な場合に利用します。
 - ・審査支払い機関へのレセプトの請求に利用します。
 - ・審査支払い機関または保険者からの照会への回答に利用します。
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等に利用します。

(3)上記以外での利用目的

- ①介護サービスや、その業務の維持、改善のための基礎資料として利用します。
- ②当事業所において行なわれる学生等への実習協力を利用します。
- ③当事業所において行なわれる事例研究に利用します。
- ④外部監査機関への情報提供に利用します。

3、利用条件

- (1)個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しません。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前から、サービス終了後においても、第三者には漏らしません。
- (2)個人情報を利用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示します。

法 人 名 社会福祉法人依田窪福社会
事業者名 グループホーム和田
事業所長 丸山 由美子 印
(事業者連絡先 0268-88-0088)

年 月 日

利用者		
住所	氏名	印
契約者(利用者代理人)		
住所	氏名	印
続柄(利用者本人との関係)		